

## 5月の税務カレンダー

固定資産税 5月31日



## インボイス制度(適格請求書)における請求書・領収書等の再確認

ご存知の通り今年の10月よりインボイス制度が開始されます。インボイスは適格請求書と書かれている事で「インボイス」＝「請求書」と思われがちですが、インボイスに必要な記載事項が記載されていれば納品書・領収書であってもインボイスとなります。今一度、自社が発行している請求書・領収書がインボイスの要件をみたしているか確認してみましょう。

	～令和5年9月 区分記載請求書等保存方式	令和5年10月～ 適格請求書等保存方式 (インボイス制度)
請求書等	区分記載請求書等	適格請求書等
記載事項	発行事業者の氏名又は名称 取引年月日 取引内容(軽減税率の対象である旨) 税率ごとに区分して合計した対価の額  受領する事業者の氏名又は名称 レシート等の適格簡易請求書の場合は省略可	発行事業者の氏名又は名称・登録番号 取引年月日 取引内容(軽減税率の対象である旨) 税率ごとに区分して合計した対価の額・適用税率 税率ごとに区分した消費税額等 ・端数処理は税率ごとにそれぞれ1回 受領する事業者の氏名又は名称 レシート等の適格簡易請求書の場合は省略可

現行の区分記載請求書等に10月以降は赤字の事項を記載して適格請求書等の要件を満たす必要があります。なお、1種類の書類で全てを満たしている必要はありません。例えば、請求書と納品書の2種類で全ての要件を満たしているなど、関連が明確な複数の書類を合わせて1つの適格請求書とすることができます。

### 適格請求書発行事業者の義務

適格請求書発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

#### ・適格請求書の交付

取引の相手の求めに応じて、適格請求書を交付する。

#### ・適格返還請求書の交付

返品や値引き等、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する。

#### ・修正した適格請求書の交付

交付した適格請求書等に誤りがあった場合に、修正した適格請求書等を交付する。

#### ・写しの保存

交付した適格請求書等の写しを保存する。

交付した日の属する課税期間の末日の翌日から2ヶ月を経過した日から7年間保存する必要があります。

写しを電磁的記録により保存することも認められます。

不明点や質問事項があれば各担当者へお尋ねください。

### <新型コロナが5月8日から「5類」に移行します！>

新型コロナウイルスの発生から3年余りが経ちました。政府は、新型コロナウイルスの感染法上の分類を5月8日から、季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げることを、4月27日に正式に決定しました。これまでと対策が大きく変わります。詳しいことは、各報道機関やメディア等で報道されています。

私たちの生活様式が、既に新型コロナ対応となっている場合が多いので、生活様式事態を見直す必要があるのではないのでしょうか？

但し、政府が類型を「5類」に移行したからといって、新型コロナの脅威が無くなったわけではありません。過度に恐れる必要はありませんが、感染症対策を無視するわけにもいけないでしょう。